

等に重複して非課税口座を開設することができないものとし、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとしします。

個人住民税の総所得金額等は、地方税法第32条第2項及び第313条第2項の規定により、所得税法等に規定する所得計算の例によるとされており、上記の租税特別措置法における日本版ISAの見直しは、原則として、個人住民税に自動的に影響することとなります。地方税法においては、日本版ISAについては、非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額と、非課税口座内上場株式等以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を区分して計算すること、非課税口座内上場株式等を非課税口座から一般口座に払い出した場合等においては、その払出時の時価で同一銘柄・同一数の上場株式等の譲渡があったものとみなすことを規定しており、今回の改正ではこれらの規定について所要の規定の整備が行われました（地法附則35の3の2）。

### (3) 法人に係る利子割の廃止

#### ① 利子割の創設経緯

利子割が創設される前においては、個人住民税所得割は、所得税において総合課税された利子所得については課税できるが、所得税において非課税とされた利子所得や所得税において源泉分離課税を選択した利子所得については課税することができない仕組みとなっており、課税の公平等の観点から問題が大きかったところです。

このため、それまで個人住民税において課税できていなかった「個人が支払を受ける利子」に課税すべきとの問題意識の下に利子割の導入が検討されましたが、個人にのみ課税することとした場合、口座名義の真实性を確認した上で個人と法人の口座を区別するという過大な負担を金融機関に負わせてしまうこ

とから、個人及び法人の両者を対象とした利子割が昭和62年度税制改正において創設され、昭和63年4月から実施されています。また、法人が支払を受ける利子については、法人の課税所得に含まれることから、二重課税を排除するため、課された利子割額を法人住民税から控除し、控除しきれない額については還付することとされました（資料10）。

#### ② 法人に係る利子割の廃止

利子割の課税地は、利子支払等金融機関所在地都道府県となるため、法人が複数の都道府県の金融機関の口座を持っている場合には、それぞれの金融機関所在都道府県が利子割を特別徴収することとなります。利子割を特別徴収された法人は、法人住民税法人税割の申告の際に、利子割額の都道府県別明細書を添付して、法人の主たる事務所・事業所所在の都道府県に申告を行い、黒字法人の場合は法人住民税法人税割額から利子割額を控除して納税し、赤字法人の場合は主たる事務所・事業所所在都道府県が一括して還付することとなります。また、利子割額の控除、還付は、法人の主たる事務所・事業所所在の都道府県で一括して行われるため、他の都道府県が課した利子割額については、都道府県間で精算することとされています。

利子割が創設された当時においては、金融機関が口座名義の真实性を確認した上で個人と法人の口座を区別することが困難でしたが、現在においては、金融機関において、平成13年より預金保険法に基づき、ペイオフに備えて、個人と法人の口座を区別して管理するようになっています。また、口座名義の真实性については、平成14年より本人確認法に基づき、金融機関との取引の際には厳格な本人確認が義務づけられ、口座の名義人に本人確認書類を提示・提出させる機会が増えたこと等により担保されています（金融機関との取引に際して行われる本人確認義務の規定は、平成19年から犯罪収益移転防止法に引き継がれ

(資料10)

法人に係る利子割及び法人税割額からの利子割額控除の廃止

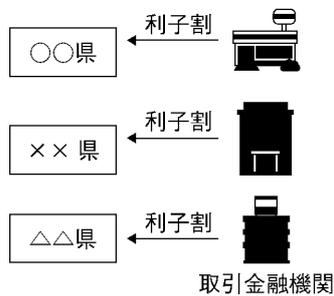
【現行制度】

- 道府県民税利子割は個人・法人の区別なく課税
- 法人については、法人の課税所得に利子も含まれることから、二重課税を排除するために、課された利子割額を法人住民税から控除

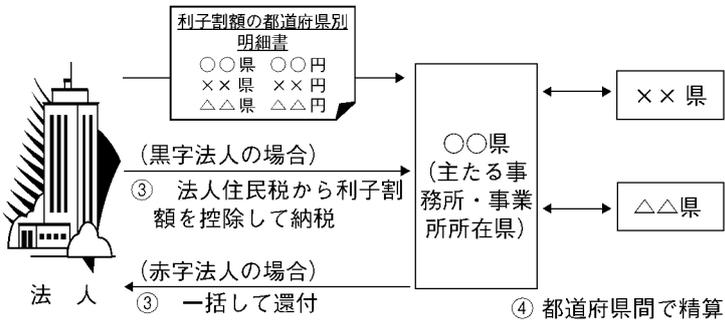
【改正後】

法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割額の控除を廃止する。  
(H28. 1. 1以後支払を受ける利子等に適用)

① 法人の取引金融機関が所在する各都道府県が、利子割を徴収



② 取引金融機関所在都道府県ごとの利子割額を計算して、主たる事務所・事業所所在の都道府県に申告



※1 控除しきれない金額は、主たる事務所・事業所が所在する都道府県から一括して還付  
(全国約300万法人のうち、約130万法人に還付。1件あたりの還付額の平均は約8,100円)

※2 法人は控除・還付を受けるために、都道府県ごとの利子割額を計算して申告することが必要

ています。)

また、個人口座のみから特別徴収を行うために、金融機関においてシステム改修が必要となりますが、今般の金融所得課税の一体化に対応するため、各金融機関においては大規模なシステム改修を行うことになることから、この機会に併せて法人に係る利子割を廃止するとともに、法人税割額から利子割額を控除する措置を廃止することとされました。

③ 改正の具体的内容

イ 利子割の納税義務者の見直し

利子割の納税義務者については、「利子等の支払を受ける者」とされていましたが、法人に係る利子割を廃止することに伴い、「利子等の支払を受ける個人」に改正することとされました(地法24①五)。

ロ 一定の法人が支払を受ける利子等に係る非課税措置の廃止

非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等については、利子割が非課税とされています。法人に係る利子割を廃止することに伴い、外国法人が支払を受ける利子等について非課税とする必要がなくなるため、非課税となる対象から外国法人が削除されました(地法25の2①)。

また、公共法人等が支払を受ける利子等、信託会社が支払を受ける利子等、金融機関又は金融商品取引業者等が支払を受ける利子等、一定の内国法人が支払を受ける利子等のうち一定のものについては、利子割が非課税とされていますが、法人に係る利子割を廃止することに伴い、これらの利子等を非課税とする必要がなくなることから、これらの法人の非課税に係る規定が削除されました(旧地法25の2②③、旧地令7の4の6)。

旧民法34条の法人から一般社団法人・一般財団法人に移行していないもの（特例民法法人）及び退職金共済事業を行う一般社団法人・一般財団法人のうち特定退職金共済団体の要件に係る税務署長の承認を受けたものが支払を受ける利子等については、利子割が非課税とされていますが、法人に係る利子割を廃止することに伴い、これらの利子等を非課税とする必要がなくなることから、これらの法人の非課税に係る規定が削除されました（旧地法附則41④、旧地令附則23②）。

#### ハ 利子割額の法人住民税法人税割額からの控除の廃止

法人が支払を受けた利子等については、二重課税を排除するため、法人に課された利子割額を法人住民税法人税割額から控除等することとしていますが、法人に係る利子割を廃止することに伴い、法人住民税からの控除等に係る以下の規定が削除されました。

- ・ 利子割額の法人税割額からの控除（旧地法53②⑥、旧地令9の8）
  - ・ 収益事業以外の事業等に係る利子割額の控除の不適用（旧地法53②⑦）
  - ・ 利子割額の控除等に関する計算明細書の添付（旧地法53②⑧）
  - ・ 利子割額の控除不足額の道府県民税均等割額への充当（旧地法53②⑨）
  - ・ 利子割額の控除不足額の還付（旧地法53②⑩、旧地令9の9の2～5）
  - ・ 利子割額の控除・充当・還付に関する証明書又は帳簿の保存義務（旧地法53②⑪、旧地規3の3）
  - ・ 収益事業の範囲（旧地法53②⑫）
  - ・ 自主的な修正申告（旧地法53②⑬）
- また、外国の法人税等の控除に係る規定について、所要の規定の整備が行われました（地法53②⑭）。

#### ニ 都道府県間の精算の廃止

利子割額の控除等は、法人の本店所在地の都道府県で一括して行われるため、他の都道府県において当該控除等に係る利子割を徴収している場合には、控除等を行った都道府県が当該他の都道府県が課した利子割額に相当する金額を請求することにより精算することとされています。

法人に係る利子割を廃止することに伴い、都道府県間の精算が廃止されました（旧地法65の2、旧地規3の6）。

#### ホ 信託財産に係る利子等の課税の特例

内国法人が、その引き受けた集団投資信託の信託財産について徴収された利子割額は、当該法人が当該信託財産の収益の分配につき、利子割を徴収する際、その徴収して納入すべき利子割の額から控除するものとされました。

法人に係る利子割が廃止されることに伴い、信託財産に係る利子等の課税の特例が廃止されました（旧地法71の7、旧地令9の11）。

#### ヘ 市町村に対する利子割交付金の見直し

都道府県が収入した利子割については、その収入額から法人に係る利子割額の控除等をした額を減額し、都道府県間の精算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する金額を加算し、他の都道府県に支払をした金額に相当する金額を減額した後の額の一定額を市町村に交付することとされています。

法人に係る利子割を廃止することに伴い、利子割額の控除等及び都道府県間の精算も廃止されることから、市町村に対する利子割交付金の算定方法について、利子割額の控除等の額の減額及び都道府県間の精算額を加算又は減額する措置が見直されました（地法71の26、地令9の15、旧地規3の9）。

#### ト 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例

電子計算機を使用して作成する地方税関

係帳簿書類の保存方法等の特例について、法人に係る利子割を廃止することに伴い、所要の規定の整備が行われました（地法748、749、750、754、地規25、26、27、30）。

チ 適用関係

法人の利子割の廃止に係る改正規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等から適用することとされています（平成25年地法改正法附則1三）。

### 3 公的年金からの特別徴収制度の見直し

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、平成20年度税制改正において、平成21年10月の年金支給分から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度が導入されました。この公的年金からの特別徴収制度について、次のとおり見直すこととされました。

なお、これらの改正は、年金保険者においてシステム改修に一定の時間を要することから、平成28年10月以降に実施する特別徴収について適用することとされています（平成25年地法改正法附則10）。

#### (1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し

##### ① 現行制度

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の対象者は、65歳以上の公的年金等受給者（当該年度の初日に老齢基礎年金等を受けている者）であり、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を、年6回の年金支給のつど特別徴収しています（資料11）。具体的には、特別徴収を開始する年度においては、年税額の2分の1を10月1日から翌年の3月31日までの年金支給の際に特別徴収し、年税額から特別徴収税額を控除した額を4月1日から9月30日までの間に普通徴収することとされています（地法321の7の2①③）。したがって、6月、8月に年税額の4分の1が普通徴収され、10月、12月、翌年2月の年金支給の際に、年税額の6分の1が特別徴収される

こととなります。

また、前年に特別徴収をされていた公的年金等受給者については、仮特別徴収税額（前年度の10月から翌年3月までに特別徴収された特別徴収税額（本徴収額））を4月1日から9月30日までの年金支給の際に特別徴収（仮徴収）することとされています（地法321の7の8①）。したがって、4月、6月、8月の年金支給の際に、前年の本徴収額の3分の1が特別徴収されることとなります。また、この場合には、年税額から仮徴収額を控除した額を、10月1日から翌年の3月31日までの年金支給の際に特別徴収することとされています（地法321の7の8②）。したがって、10月、12月、2月の年金支給の際に、（年税額－仮徴収額）の3分の1が特別徴収されることとなります。

##### ② 現行制度の課題

現行制度においては、年金支給額や所得控除の適用状況の変化等に伴い、年税額が前年の年税額よりも大きく変動した場合には、本徴収額と仮徴収額に差が生じることがあります。いったん本徴収額と仮徴収額に差が生じた場合、翌年度の仮徴収額は前年度の本徴収額とされていることから、翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収額と仮徴収額の乖離が続くこととなります。特に不均衡が極端な場合には、仮徴収額が年税額を超えてしまい、還付が必要なケースも生じているところです。

##### ③ 改正内容

市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者に係る前年度分の個人住民税のうち前々年分の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とされました（地法321の7の8①）（資料12）。これにより、年税額が2年連続で同額の場合には、仮徴収額と本徴収額が一致し、年金支給の際に徴収される額が一定となります。